

監査基準報告書 900「監査人の交代」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 900 監査人の交代 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 41 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 (省 略) 9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない (A4項参照)。 (1) 経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての懸念 (2) 監査人の交代事由に関する前任監査人の見解	監査基準報告書 900 監査人の交代 2011 年 12 月 22 日 改正 2013 年 6 月 17 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 41 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 (省 略) 9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない (A4項参照)。 (1) 経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての懸念 (2) 監査人の交代事由に関する前任監査人の見解

改正案	現 行
(3) 会計処理、表示及び監査手続に関する会社との間の重要な意見の相違 (4) 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第65項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の不正又は不正の疑い ・ 経営者による不正又は不正の疑い ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い ・ <u>上記以外の者による不正又は不正の疑い（明らかに軽微なものを除く。）</u> (5) 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第22項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている違法行為又はその疑いに関連する事項 (6) 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第16項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の事項 ・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解 ・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合はその状況 ・ 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重要な事項 ・ 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断したその他の事項 (7) 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている内部統制の重要な不備 (8) 監査基準報告書550「関連当事者」第26項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている関連当事者に関連する重要な事項 (9) 監査基準報告書570「継続企業」第24項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 (10) 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項及び第12項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている未修正の虚偽表示（金融商品取引法監査の場合は中間期における未修正の虚偽表示を含む。）及び同第4項に基づき集計した修正済みの虚偽表示 (11) 期中交代の場合、既に発見している当期の財務諸表について未修正及び修正済みの虚偽表示 (12) 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている重要な偶発事象、又は重要な偶発債務となる可能性がある事象 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略)	(3) 会計処理、表示及び監査手続に関する会社との間の重要な意見の相違 (4) 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」第40項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の不正又は不正の疑い ・ 経営者による不正又は不正の疑い ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い ・ <u>それ以外の者による財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</u> (5) 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第22項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている違法行為又はその疑いに関連する事項 (6) 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第16項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の事項 ・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解 ・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合はその状況 ・ 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重要な事項 ・ 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断したその他の事項 (7) 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている内部統制の重要な不備 (8) 監査基準報告書550「関連当事者」第26項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている関連当事者に関連する重要な事項 (9) 監査基準報告書570「継続企業」第24項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 (10) 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項及び第12項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている未修正の虚偽表示（金融商品取引法監査の場合は中間期における未修正の虚偽表示を含む。）及び同第4項に基づき集計した修正済みの虚偽表示 (11) 期中交代の場合、既に発見している当期の財務諸表について未修正及び修正済みの虚偽表示 (12) 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている重要な偶発事象、又は重要な偶発債務となる可能性がある事象 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略)

改正案	現 行
以 上	以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 6 項、第 11 項から第 13-2 項、第 18 項、第 20 項、A1 項及び A3 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項及び A1 項） － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3 月 27 日公表） （修正箇所：第 9 項(10)） － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 6 項、第 11 項から第 13-2 項、第 18 項、第 20 項、A1 項及び A3 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項及び A1 項） － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024 年 3 月 27 日公表） （修正箇所：第 9 項(10)） － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所）
《付録 1 監査人予定者の指定に関する通知書の文例》（A2 項参照） （省 略） 《付録 2 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす守秘義務についての確認書の文 例》（A13 項参照） （省 略） 《付録 3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》（A11 項参照） （省 略）	《付録 1 監査人予定者の指定に関する通知書の文例》（A2 項参照） （省 略） 《付録 2 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす守秘義務についての確認書の文 例》（A13 項参照） （省 略） 《付録 3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》（A11 項参照） （省 略）
以 上	以 上

以 上